

**公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領
の一部改正について**

1. 経緯

県立看護大学に係る第二期中期目標期間は令和2年度をもって満了し、令和3年度からは新たに策定された第三期中期目標・中期計画に基づき教育・研究活動等が進められています。

第三期中期目標・中期計画では取組内容の整理やそれに伴う名称変更が行われたことにより、法人が策定する年度計画においても同様に項目の整理が行われているため、令和3年度の業務実績に関する評価に先立ち、本評価実施要領についても所要の規定整備を行う必要があります。

第二期中期目標（抜粋）※～令和2年度		➡	第三期中期目標（抜粋）※令和3年度～	
II 大学の教育研究等の向上に関する目標	1 教育に関する目標		II 大学の教育研究等の向上に関する目標	1 教育に関する目標
2 研究に関する目標	2 研究に関する目標		III 社会・地域貢献に関する目標	3 地域貢献等に関する目標
3 地域貢献等に関する目標			IV 大学運営に係る環境整備に関する目標	
III 業務運営の改善および効率化に関する目標			V 的確な業務運営の実施および業務改善に関する目標	
IV 財務内容の改善に関する目標			VI 財務内容の改善に関する目標	
V 自己点検・評価および情報の提供に関する目標			VII 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する目標	
VI その他業務運営に関する重要目標				

2. 一部改正の内容

本評価実施要領では、各事業年度における業務の実績に関する評価（年度評価）に際して、項目別評価の具体的な方法として、教育研究の特性に配慮すべき項目とそれ以外の項目に対する取扱いをそれぞれ定め、その区分として、『(3)大項目の区分』として整理しています。

この区分について、第三期中期目標・中期計画策定による取組内容の整理及び名称変更を踏まえて、令和4年4月1日に次のとおり規定整備を行いました。

なお、今回の改正では、教育研究の特性に配慮すべき項目とそれ以外の項目間の区分をまたぐ見直しなど評価方法の内容に関わる変更はありません。

-----改正後の内容（網掛け部分を一部改正）※新旧対照表は次頁に掲載-----

3 項目別評価の具体的方法

- (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価 【略】
- (2) 大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い 【略】
- (3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する

I 大学の教育研究等 の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮 すべき項目
	2 研究に関する項目	
II 社会・地域貢献に関する項目		
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領の一部改正について 新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
3 項目別評価の具体的方法 (3) 大項目の区分			
3 項目別評価の具体的方法 (3) 大項目の区分			
			3 項目別評価の具体的方法 (3) 大項目の区分
I 大学の教育研究等の向上に関する項目	1 教育に関する項目 2 研究に関する項目 3 地域貢献等に関する項目	I 大学の教育研究等の向上に関する項目	1 教育に関する項目 2 研究に関する項目
II 業務運営の改善及び効率化に関する項目		II 社会・地域貢献に関する項目	
III 財務内容の改善に関する項目		III 大学運営に係る環境整備に関する項目	
IV 自己点検・評価の実施に関する項目		IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目	
V 情報公開等の推進に関する項目		V 財務内容の改善に関する項目	
VI その他業務運営に関する項目		VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目	

○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成 21 年 12 月 10 日決定

三重県公立大学法人評価委員会決定

平成 23 年 1 月 17 日一部改正

三重県公立大学法人評価委員会決定

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

2 評価の方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。
- (3) 「項目別評価」において、大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。
なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。
- (4) 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。
- (5) 評価委員会が評価結果を決定する際には、評価(案)を法人に示すとともに、評価(案)に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

3 項目別評価の具体的方法

- (1) 教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価

① 法人による自己評価

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに、業務実績を I～IV の 4 段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

評価は、以下を基準として行う。

ランク	評価基準
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を順調に実施している

II	年度計画を十分には実施していない
I	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

② 評価委員会による法人の自己評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の4段階で評価を行う。特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

③ 評価委員会による大項目の評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、S～Dの5段階で評価するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、IVを3点、IIIを2点、IIを1点、Iを0点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。ただし、II以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。

なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

評価点	評価の基準
S 特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A 順調に実施している	小項目の平均点が2点以上
B 概ね順調に実施している	小項目の平均点が1.8点以上2点未満
C 十分に実施していない	小項目の平均点が1.8点未満
D. 大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

(注) 小項目の平均点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(2) 大学の教育研究等の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い

① 法人による自己点検

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに自己点検を行い、事業の外的・客観的な進捗状況を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

② 評価委員会による進捗状況の確認

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、小項目ごとに事業の外的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

(3) 大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する

I 大学の教育研究等 の向上に関する項目	1 教育に関する項目	教育研究の特性に配慮 すべき項目
	2 研究に関する項目	
II 社会・地域貢献に関する項目		
III 大学運営に係る環境整備に関する項目		
IV 的確な業務運営の実施および業務改善に関する項目		
V 財務内容の改善に関する項目		教育研究の特性に配慮 すべき項目以外の項目
VI 大学教育の質保証および情報の公開・発信に関する項目		

4 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、①教育研究等の質を向上する特色ある取り組み ②地域貢献等の社会に開かれた取り組み ③理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組み、などについて積極的に評価する。

5 評価結果

- (1) 評価結果は、法人に通知する。
- (2) 評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。
- (3) 評価委員会は、前2項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6 評価結果の反映

- (1) 評価結果がB～Cランクの項目については、法人が自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずる。
- (2) 評価結果がDランクの項目については、原則として業務運営の改善その他の勧告を行う。